

第6章 青少年の非行等問題行動

第1節 少年非行の概況

1 非行少年等の検挙・補導人員の年別推移

非行少年（刑法犯少年、特別法犯少年及びぐ犯少年）の総数は、最近5年間で約5割（45.6%）減少した。
平成25年中における刑法犯少年は557人で、現在の統計方式となった昭和23年以降で最も少ない検挙・補導人員となった。

第6-1-1表 非行少年等の検挙・補導人員の年別推移

(単位:人)

区分		年別	H21	H22	H23	H24	H25
非 行 少 年	刑 法 犯 少 年	犯罪少年	783	812	719	612	422
		触法少年	291	334	231	172	135
		計	1,074	1,146	950	784	557
	特 別 法 犯 少 年	24	18	53	44	31	
	ぐ 犯 少 年	13	9	9	17	16	
	合 計	1,111	1,173	1,012	845	604	
不 良 行 為 少 年			4,594	4,087	3,886	4,003	3,754

(注) 非行少年……刑法犯少年、特別法犯少年及びぐ犯少年をいう。資料:警察本部少年課(暫定値)
 刑法犯少年……刑法に触れる行為をした犯罪少年及び触法少年をいう。
 犯罪少年……罪を犯した14歳以上20歳未満の少年をいう。
 触法少年……14歳に満たないで刑罰法令に触れる行為をした少年をいう。
 特別法犯少年……覚せい剤取締法など刑法犯以外の刑罰法令(交通関係法令に規定する罪を除く。)に触れる行為をした犯罪少年及び触法少年をいう。
 ぐ犯少年……保護者の正当な監督に服しない性癖など一定の事由があって、その性格又は環境に照らして、将来、罪を犯し又は、刑罰法令に触れる行為をする虞のある少年をいう。
 不良行為少年……刑罰法令に触れないが、飲酒、喫煙等自己又は他人の徳性を害する行為を行い、警察に補導された20歳未満の少年をいう。

2 刑法犯少年の罪種別検挙・補導人員の推移

最近5年間の刑法犯少年の罪種別検挙・補導人員は、各年とも窃盗犯が最も多く、平成25年中は全体の約7割（74.5%）を占めた。

第6-1-2表 刑法犯少年の罪種別検挙・補導人員の推移

(単位:人)

罪種別	年別	H21	H22	H23	H24	H25
凶 悪 犯		2	5	4	6	2
粗 暴 犯		88	91	68	77	38
窃 盗 犯		793	879	699	550	415
知 能 犯		4	10	10	2	1
風 俗 犯		5	2	2	5	4
その他の刑法犯		182	159	167	144	97
合 計		1,074	1,146	950	784	557

(注) 凶悪犯……殺人、強盗、放火及び強姦の犯罪をいう。資料:警察本部少年課(暫定値)
 粗暴犯……暴行、傷害、恐喝、脅迫及び凶器準備集合の犯罪をいう。
 知能犯……詐欺、横領、偽造等の犯罪をいう。
 風俗犯……わいせつ、と博等の犯罪をいう。

3 刑法犯少年の学職別検挙・補導人員の推移

最近5年間の刑法犯少年の学職別検挙・補導人員は、各年とも中学・高校生の占める割合が最も多く、平成25年中は全体の約7割（69.7%）を占めた。

第6-1-3表 刑法犯少年の学職別検挙・補導人員の推移

(単位:人)

学職別		H21	H22	H23	H24	H25
未就学		1				
児童生徒	小学生	97	92	84	70	53
	中学生	491	536	412	281	218
	高校生	328	338	302	279	170
	その他	27	23	20	24	9
有職少年		77	40	49	69	54
無職少年		150	90	83	61	53
合計		1,322	1,074	950	784	557

(注)その他…大学生及び専修学校生等をいう。

資料:警察本部少年課(暫定値)

第2節 非行少年等の処遇と福祉

1 警 察

(1) 非行少年等の処遇

少年警察活動は、「少年の非行の防止及び保護を通じて少年の健全な育成を図ること。」を目的としていることから、非行少年等の処遇については、少年の健全育成の精神を基本原則とし、

- ・ 少年の心理、生理、その他少年の特性に関する理解
- ・ 少年の性行及び環境を洞察するなど処遇の個別化
- ・ 少年その他の関係者が秘密の漏れることに不安を抱かないようにすることへの配慮
- ・ 少年の非行の防止及び保護に関する国際的動向への配慮

により適正に努めている。

(2) 非行少年を生まない社会づくりの推進

ア 少年の立ち直り支援活動の推進

再非行のおそれのある少年及びその保護者と継続的に連絡を取り、指導・助言を実施するとともに、少年警察ボランティア、大学生ボランティア(少年サポートボランティア「picot」)、関係機関・団体等と連携し、少年個々の状況に応じた就学・就労等の支援活動を行っている。

イ 少年を見守る社会気運の醸成

社会全体で少年を見守る必要性について理解を得るため、地域の非行情勢について、PTA団体、自治会等に対する情報発信活動を推進するとともに、少年警察ボランティアや防犯ボランティア等と連携し、声かけ・挨拶運動、社会奉仕活動や各種街頭キャンペーン等への参加等、少年が大人と触れ合うことができる機会の確保に努めている。

ウ 街頭補導活動の推進

街頭補導等を通じ、被害少年及び要保護少年の早期発見に努め、継続補導等適切な保護措置に努めているほか、不良行為少年を早期発見、補導するため、街頭補導を推進している。

※要保護少年…児童虐待を受けた児童、保護者のいない少年その他児童福祉法による福祉のための措置等が必要と認められる少年をいう。

エ 相談活動の推進

少年非行、家出、自殺等の兆候の早期発見とその未然防止、いじめ、児童虐待等に係る被害少年及び要保護少年の保護のため、ヤングテレホン及びインターネット利用のヤングメール等の相談活動を推進するとともに、関係機関との一層の連携を図っている。

オ 少年の規範意識の醸成活動の推進

少年の規範意識の醸成を図るため、非行防止教室等啓発活動、保護者の意識醸成、少年非行防止JUMPチームのスキルアップとその活動を推進しているほか、特に、低年齢少年対策として

- ・ 小学校における少年非行防止リトルJUMPチームの結成促進と挨拶運動等各種活動
- ・ 「子ども会」組織との緊密な連携、情報発信活動等

を推進している。

また、警察本部及び教育庁から合同サポートチームを、学校、PTA、その他少年育成団体の研修会等に派遣し、少年の非行防止と犯罪被害防止等の取組を支援している。

カ 初発型非行防止活動の推進

「万引き」、「自転車盗」等の初発型非行を防止するため、「万引き抑止重点店舗」及び「自転車盗抑止重点箇所」を選定し、少年警察ボランティア、学校、PTA、関係機関・団体等と連携した巡回等の強化及び管理者側に対する自主的防犯対策の指導・要請等の集中対策を推進している。

(3) 福祉犯の取締りの強化

福祉犯は、少年の心身に有害な影響を与え、健全な育成を著しく阻害することから取締りを強化している。また、暴力団等が関与する福祉犯の取締り及び暴力団への加入強要や脱退妨害等の取締りを徹底するとともに、少年に対する暴力団の影響の排除に向けた広報啓発活動を推進している。

(4) 少年を取り巻く有害環境浄化対策の推進

善良な風俗環境を保持するため、少年に有害な商品等を供給する各種営業者の実態把握に努め、年齢確認、区分陳列の徹底等について指導・要請を行うなどにより、有害な商品等の少年への供給の遮断を図っている。また、携帯電話販売会社等に対し、保護者へのフィルタリング等の説明・推奨について指導・要請するとともに、保護者説明会等の様々な機会を利用した広報啓発活動により、少年による有害情報の閲覧やインターネットに起因する福祉犯被害等の防止を図っている。

(5) 児童虐待への対応における取組の強化と被害少年支援対策の推進

ア 児童の安全の確認及び保護を最優先とした児童虐待への迅速な対応
各種活動を通じて児童虐待の早期発見に努めるとともに、児童の安全が疑われる事案については、児童の安全確認及び保護を最優先とした迅速な対応を図っている。

また、被害児童を認知した際は、速やかに児童相談所へ通告し、関係機関との緊密な連携を保つなど、児童の保護のための措置を講じている。

イ 被害少年支援対策の推進

犯罪被害等に遭った少年に対しては、二次被害の防止を図るため、心身への影響に配慮しつつ、個々の被害児童の実情に即した適切な助言を行っているほか、必要に応じて、被害少年カウンセリングアドバイザーの助言を受けるなど、少年の特性に配慮した効果的な支援を行っている。

(6) 学校におけるいじめ問題に対する的確な対応

学校におけるいじめ問題に関しては、学校等関係機関と連携を図るとともに、被害少年や保護者等の意向や学校における対応状況等を踏まえながら、迅速・的確な対応を行っている。

2 少年補導センター

少年補導センターは、警察、教育、児童福祉等の関係機関、団体及びボランティアが、少年の非行防止を図り、あわせて少年の健全育成を期するための合同活動の拠点として、全国に設置されている。

本県においては、青森市、弘前市、八戸市、黒石市、五所川原市、十和田市、三沢市、むつ市及び三戸町の9市町に少年補導センターが設置されている。

少年補導センターの業務は、少年補導委員等による非行少年等の早期発見、早期補導のための街頭巡回を主とし、少年相談の受理、専門機関への通告、補導連絡会の開催、家庭等に対する補導連絡及び補導活動等に必要の情報資料の収集整備、並びにその他少年の非行防止等に関する事項がある。

第6-2-1表 少年補導センターの設置状況

(平成25年4月1日現在)

名称	所在地	設置年月日	補導委員	所長
青森市教育委員会指導課少年育成チーム	青森市栄町一丁目10-10	41. 4. 1	154	教育委員会指導課長
弘前市少年相談センター	弘前市大字上白銀町1-1	41. 6. 1	250	健康福祉部子育て支援課長
八戸市少年相談センター	八戸市内丸一丁目1-1	38.10. 1	150	教育委員会教育指導課長
黒石市青少年相談センター	黒石市大字市ノ町5-2	41. 4. 1	34	教育委員会社会教育課長
五所川原市少年相談センター	五所川原市一ツ谷504-1	40. 4. 1	35	教育委員会社会教育課長

十和田市民生部まちづくり支援課	十和田市西十二番町 6-1	42. 12. 25	18	民生部まちづくり支援課長
三沢市青少年補導センター	三沢市幸町一丁目 8-15	43. 8. 1	41	民生部生活安全課長
むつ市少年センター	むつ市中央一丁目 8-1	44. 4. 1	60	保健福祉部児童家庭課長
三戸町少年指導センター	三戸町川守田字関根川原 55	40. 12. 10	35	教育委員会教育長

資料：青少年・男女共同参画課

3 家庭裁判所

家庭裁判所は、離婚や相続などに関する家庭内の紛争及び非行を犯した少年の事件を専門的に取り扱う裁判所として昭和 24 年 1 月 1 日に発足した。

家庭裁判所は、このような夫婦、親子、相続、戸籍、家族の福祉等に関するいろいろな問題の家事事件について審判や調停を行い、また、罪を犯した少年や罪を犯すおそれのある少年等に関する少年事件について、審判を行っている。これらは、非公開の手続きで行われる。

○少年保護事件

家庭裁判所が少年事件として扱うのは、①犯罪少年、②触法少年、③ぐ犯少年の事件で、そのほとんどは検察官、警察官から送致されてくるが、これら以外の機関（例えば、児童相談所等）や一般の人も、それぞれの立場から、送致又は通告できるようになっている。

事件を受理した家庭裁判所は、少年に対し、心理学、教育学、社会学等の専門的知見を活用した家庭裁判所調査官による調査を行い、さらに、家庭裁判所の中にある医務室で精神面及び身体面等の医学的な検査や診断をすることもある。また、詳しい心身鑑別の必要が生じたときには、少年に少年鑑別所の鑑別を受けさせ、その結果を活用している。

少年に対する処分は、非行に陥った少年を保護し、教育することにより健全な市民として更生させることを目的としており、家庭裁判所の教育的措置によって、少年が立ち直ったため、特に処分を必要としない状況にあると認められる場合には、審判不開始又は不処分の決定となる。近年は、保護者への指導助言をより強化し、また、万引き事件について、商店主を講師として招いて被害者の立場を考えさせる講習を実施するなど、教育的措置の充実を図っている。

審判が開かれると、裁判官は、単に非行の内容だけでなく、その背後にあるいろいろな事情について詳しく審理し、かつ、少年の更生を十分考えた上で、少年の処分を決定する。また、重大な事件については、検察官が関与し、合議体により審理を行うこともある。少年や家庭の問題に応じて、児童福祉法による措置が適当であれば知事又は児童相談所長に事件を送り、あるいは、保護観察所の指導、監督が必要であれば保護観察決定がされる。在宅での保護が困難な場合には、少年院や児童自立支援施設に送って指導、訓練を受けさせることもある。

また、家庭裁判所は少年に刑罰を科することが適当と認めた場合には、事件を検察官に送って刑事裁判を受けさせることもある。以上のほかに、中間的な処分として、少年を家庭裁判所調査官の試験観察に付して一定期間生活状況を観察したり、老人福祉施設等で社会奉仕活動に従事させて、その経過を見た上で最終処分を決めることもある。なお、被害者等の意見聴取、審判傍聴、審判結果通知及び記録の閲覧謄写など、被害者等に対する配慮の充実も図られている。

第6-2-2表 青森家庭裁判所全管内少年保護事件新受人員

(単位：人)

	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
刑 法 犯	1,169	1,075	1,028	997	869
特別法犯（除く道交）	29	25	37	60	42
ぐ 犯	0	3	10	3	3
一 般 保 護 事 件 計	1,198	1,103	1,075	1,060	914
道 路 交 通 法 違 反 保 護 事 件	153	143	142	99	94
総 数	1,351	1,246	1,217	1,159	1,008

資料：司法統計年報

第6-2-3表 青森家庭裁判所管内保護事件終局状況

(単位:人)

		平成20年			平成21年			平成22年			平成23年			平成24年		
		総数	一般	道交法	総数	一般	道交法									
検察官送致	年齢超過	15	10	5	19	11	8	29	15	14	17	11	6	15	13	2
	刑事処分相当	10	6	4	7	1	6	11	2	9	12	3	9	11	3	8
保護処分	保護観察	242	151	91	260	163	97	232	144	88	195	134	61	188	136	52
	児童自立支援施設 児童養護施設送致	2	2	0	2	2	0	3	3	0	0	0	0	1	1	0
	少年院送致	27	26	1	20	19	1	13	13	0	18	17	1	17	17	0
知事・児童相談所長送致		0	0	0	0	0	0	2	2	0	0	0	0	2	2	0
不処分		274	260	14	235	231	4	298	283	15	314	307	7	290	286	4
不開始		729	702	27	667	647	20	528	507	21	524	513	11	450	437	13
従たる事件		62	51	11	56	52	4	68	66	2	53	48	5	63	59	4
移送・回付		29	24	5	24	22	2	13	11	2	31	29	2	19	13	6
総数		1,390	1,232	158	1,290	1,148	142	1,197	1,046	151	1,164	1,062	102	1,056	967	89

資料：司法統計年報

4 少年鑑別所

少年鑑別所は、少年法及び少年院法の施行に伴い、昭和24年に発足した法務省所管の施設であり、全国で52か所に設置されている。主たる目的は、家庭裁判所から観護措置決定によって送致された少年を収容して、その心身の状態を科学的方法で調査・分析し、非行原因を解明して処遇方針を立てることである。

観護措置による収容期間は、原則として2週間以内であるが、必要に応じて、家庭裁判所の決定によって期間が更新される(最長8週間)。その期間中、少年は、落ち着いた気持ちで審判を受けることができるよう、明るく静かな環境の中で規則正しい生活を送っている。

少年鑑別所では、少年が非行に至った原因や、今後どうすれば非行から立ち直れるかについて、各種検査や面接、行動観察などを通して明らかにし、その結果を鑑別結果通知書にまとめ、家庭裁判所に提出する。鑑別結果通知書は審判の参考資料となるほか、少年院や保護観察所等での処遇にも活用される。

このように少年を収容して行う「収容鑑別」のほか、家庭裁判所から請求を受けて、少年を収容せずに行う「在宅鑑別」、少年院や刑事施設、保護観察所等の法務省関係機関からの依頼に基づいて行う「依頼鑑別」、一般の方々からの相談に応じる「一般少年鑑別」がある。一般少年鑑別は、非行の専門機関として少年鑑別所が蓄積してきた知識や技術を活用し、地域社会における非行防止のために必要な援助を行うものである。

少年鑑別所を巡る最近の動向としては、平成22年12月7日に法務大臣あてに提出された民間有識者による「少年矯正を考える有識者会議提言」が挙げられる。その提言を受けて、少年鑑別所においては、施設の透明性の確保を目的とした一般市民を対象とする募集参観の実施及び再非行防止を目的とした鑑別業務の充実化並びに健全育成を考慮した処遇の充実化等に努めている。

また、平成24年7月20日に政府の犯罪対策閣僚会議が決定した「再犯防止に向けた総合対策」を踏まえて、保護観察所や更生保護サポートセンターとの連携、地域の相談関係機関との連携、一般少年鑑別や再鑑別の拡充等に努めている。

さらに、新少年院法及び少年鑑別所法の成立に向けた作業が行われている。少年鑑別所法案においては、再非行防止に向けた少年鑑別所の機能の強化、在所者の権利義務関係の明確化、社会に開かれた施設運営の推進を骨子とし、在所者の人権を尊重しつつ、適切な観護処遇及び鑑別並びに非行・犯罪の防止に関する援助を行うための方法や制度が定められており、各施設において法案の成立を見据えた準備を進めている。

なお、年次別の年間収容人員は、**第6-2-4表**のとおりである。

第6-2-4表 青森少年鑑別所年間収容人員（過去5年）

（単位：人）

区分	H20	H21	H22	H23	H24
男	66	50	52	48	53
女	4	10	14	4	12
計	70	60	66	53	65

資料：矯正統計年報による。

5 保護観察所

保護観察所は、犯罪をした者及び非行のある少年に対し、社会内において適切な処遇を行うことにより、再び犯罪をすることを防ぎ、又はその非行をなくし、これらの者が善良な社会の一員として自立し、改善更生することを助けるとともに、恩赦の適正な運用を図るほか、犯罪予防の活動の推進等を行い、もって、社会を保護し、個人及び公共の福祉を増進することを目的に設置された法務省の機関であり、本県においては青森市に青森保護観察所が置かれ、国家公務員である保護観察官とともに民間ボランティアである保護司（法務大臣からの委嘱による。青森県における保護司定員は630名）とが協働して、更生保護関係団体等と連携しながら業務に取り組んでいる。また、保護観察所に配属された社会復帰調整官が心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の社会復帰を促進することを目的に、継続的かつ適切な医療及びその確保のために必要な観察及び指導を行うことにより、その病状の改善及びこれに伴う同様の行為の再発防止を図る精神保健観察等に当たっている。

(1) 保護観察

犯罪や非行をした人たちを、自由な社会の中で通常の生活を営ませつつ、本人が更生する上で必要な約束事（遵守事項という。）を定め、それを守るよう指導監督するとともに、帰住の斡旋や宿泊所の供与、必要な教養、訓練、医療若しくは就職を助けるなどの補導援護を行うことによって、その者の改善更生を図ろうとするものである。保護観察の種類及び保護観察期間については、**第6-2-5表**のとおり。なお、保護観察事件の年間取扱い件数は、**第6-2-6表**のとおりである。

○ 段階別処遇

保護観察対象者につき、犯罪又は非行に至る行動をする可能性及びその改善更生に係る状態の変化を的確に把握し、その結果に基づいて保護観察対象者を処遇の難易により区分した各処遇段階に編入し、各処遇段階に求められる処遇の強度に応じて、保護観察官と保護司の協働体制により適正かつ効率的な処遇活動を行うほか、各処遇段階における処遇の実施状況により、処遇段階の変更、不良措置、良好措置等の措置が的確に採られるように体系的な保護観察処遇を実施する。

○ 類型別処遇

保護観察対象者が持つ問題性その他の特性を、その犯罪、非行の態様、環境条件によって13区分に類型化して把握し、各類型ごとにその特性に焦点を当てて処遇する。類型によっては、集団処遇を実施し処遇効果を挙げている。

○ 専門的処遇プログラム

一定の犯罪傾向を有する保護観察対象者に対して、その犯罪傾向の改善のため、認知行動療法（自己の思考や物事の捉え方のゆがみを自覚させ、行動パターンの変容を促す心理療法の一つ）を理論的基盤として、体系化された手順に基づき行われるもので、性犯罪者処遇プログラム、暴力防止プログラム、覚せい剤事犯者処遇プログラム、飲酒運転防止プログラムの4種類がある。プログ

ラムの受講は遵守事項により義務付けられ、保護観察官がプログラム受講者と全5回面接して実施している。

○ 社会貢献活動

社会貢献活動は、保護観察中の人たちが地域社会に貢献する活動を行うことを通じて、立ち直ることを目的としている。社会の役に立つ体験を通じて、人の役に立てるという感情（自己有用感）や社会のルールを守る意識（規範意識）を育み、さらに、活動中のボランティア等とのコミュニケーションを通じて社会の一員としての意識（社会性）を高める効果が期待される保護観察処遇の一方策である。

第6-2-5表 保護観察の種類及び保護観察期間

保護観察の対象となる者		保護観察の期間
1号観察	家庭裁判所の決定により保護観察に付された者	保護処分決定の日から20歳に達するまで。ただし、2年に満たない場合は2年間。
2号観察	地方更生保護委員会の決定により少年院から仮退院を許された者	少年院仮退院の日から仮退院の期間が満了するまで。通常では20歳に達するまでであるが、26歳を超えない範囲で例外が認められている。
3号観察	地方更生保護委員会の決定により刑務所等から仮釈放を許された者	仮釈放の日から残刑期間の満了する日まで。無期刑仮釈放者は、恩赦によらない限り終身。ただし少年のとき無期刑の言渡しを受けた者は仮釈放後10年を経過するまでの期間となるなど例外がある。
4号観察	裁判所の判決により刑の執行を猶予され、保護観察に付された者	判決確定の日から、刑の執行猶予期間の満了する日まで。

第6-2-6表 青森県内における保護観察事件の年間取扱件数

年 号別	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
1号観察	489	443	437	394	341
2号観察	75	69	61	48	53
3号観察	177	182	192	185	172
4号観察	211	194	199	223	236
合計	952	888	889	850	802

資料：青森保護観察所

(2) 生活環境調整

本人が、刑務所や少年院に入所中に、釈放後に生活する予定の住居や環境が本人の立ち直りに適当なところであるかどうか調査し、もし問題があれば、それを解決するよう家族を始めとする周囲の人に働きかけ、スムーズに社会復帰ができるようにするものである。

(3) 更生緊急保護

刑務所から満期釈放された人や裁判で執行猶予となった人若しくは検察庁で起訴猶予になった人などが、刑事上の手続きまたは保護処分による身体の拘束を解かれた後、家族や親戚、公共の福祉機関などから自立更生に必要な保護や援助が得られない場合に、本人自身の申出により、当面の宿泊所の提供や食事の供与、就業の援助、社会生活の訓練といった必要な援助を行うものである。

(4) 犯罪予防活動

犯罪や非行の予防のため、世論の啓発や社会環境の浄化に努める活動である。更生保護における犯罪予防活動の特色は、犯罪を抑止する社会的諸条件を強化・助長するよう働きかける点にある。

さらに、犯罪や非行に陥った人の社会復帰に対する地域社会の関心・理解を深め、地域社会がそれらの人を排斥することなく地域社会の一員として受入れ、その更生を援助することによって、新たな犯罪・非行を防止することを目指している。

毎年7月に「社会を明るくする運動」を実施しているが、青森県では、県知事を推進委員長として、県内各地で、例えば街頭宣伝活動、座談会、講演会、スポーツ大会等を実施して、犯罪や非行のない明るい社会づくりを呼びかけている。

(5) 民間協力組織

関係組織等	主な活動内容
更生保護法人	更生保護事業法に基づき、法務大臣の認可を受けて更生保護事業を営む民間団体である。更生保護事業には、更生保護施設を設け、被保護者に宿泊所を提供して必要な保護を行う継続保護事業、宿泊所は提供せず帰住の斡旋、金品の給貸与、生活相談等の保護を行う一時保護事業、継続保護事業及び一時保護事業等に対する連絡・助成等を行う連絡助成事業がある。
更生保護法人 青森県更生 保護協会	被保護者に対する一時保護事業の他、保護司会や更生保護女性会、BBS会等の更生保護関係組織の活動への助成、更生保護関係者の研修の実施及び更生保護に関する世論の啓発等の事業を行っている。
更生保護法人 あすなる	更生保護施設を設置し、保護観察対象者、刑期満了者、執行猶予者及び起訴猶予者等で、適当な住居が無い場合更生のための保護を必要としている者を宿泊させ、食事の給与、就職の援助、生活指導その他の保護を行うことを目的としている。平成12年9月継続保護事業を再開した。
更生保護女性会	女性としての立場から、地域の犯罪や非行を未然に防止するための啓発活動を行うとともに、次代を担う青少年の健全な育成に努め、過ちに陥った人たちの更生に協力することによって、犯罪や非行のない明るい社会の実現に寄与することを目的とするボランティア団体である。 (地区会数27 会員数約2,100名)
BBS (Big Brothers and Sisters Movement) 会	非行少年あるいは非行のおそれのある少年のよい友達となり、兄や姉の立場に立ってその更生を助ける「ともだち活動」を行うとともに、犯罪や非行のない明るい社会の実現を目指して非行防止活動を行う青年によるボランティア活動である。 (地区会数8 会員数約130名)
協力雇用主	保護観察対象者や更生緊急保護対象者をその前歴にこだわることなく積極的に雇用し、職業生活の補導の面から更生保護事業に協力している民間篤志事業家である。 (約130事業所)

資料：青森保護観察所

第3節 青少年の問題行動と対策

1 薬物乱用

(1) 薬物乱用少年の法令別検挙・補導人員の推移

平成25年中、薬物乱用の法令別検挙・補導はなく、平成22年以降、薬物乱用で検挙・補導された中・高校生はなかった。

第6-3-1表 薬物乱用少年の法令別検挙・補導人員の推移

(単位:人)

年別 罪種別	H21	H22	H23	H24	H25
毒物及び劇物取締法	0	0	1	0	0
覚せい剤取締法	0	0	0	1	0
大麻取締法	4	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
合計	4	0	1	1	0

(注) 薬物乱用とは、麻薬及び向精神薬取締法、大麻取締法、覚せい剤取締法、毒物及び劇物取締法違反をいう。

資料:警察本部少年課(暫定値)

(2) 薬物乱用防止対策の推進

インターネットや携帯電話の普及等により、県内においても青少年への薬物汚染の広がりが懸念されており、青少年の薬物情勢は依然として予断を許さない状況にある。

県及び県教育委員会では、青少年による薬物乱用を防止するために、次のような薬物乱用対策に取り組んでいる。

① 青森県薬物乱用対策推進本部

当本部は、県内の関係行政機関(矯正、警察、行政機関等)及び関係団体(医業、薬業団体等)の長などで構成されており、当本部にて策定している青森県薬物乱用防止対策実施要綱に基づき、これらの関係機関・団体が連携しながら、県内における対策を総合的かつ効果的に推進している。

県としては、この要綱に基づき、地域における啓発、広報媒体・運動による啓発等を行っている。

② 青森県薬物乱用防止指導員

覚醒剤、大麻、シンナー等の薬物乱用防止を目的として、地域に密着した啓発活動の強力な推進及び講演等での指導・相談活動を行うため、薬剤師、保護司、民生委員など約360名を青森県薬物乱用防止指導員として委嘱している。

また、各保健所単位で指導員地区協議会が設置されており、協議会毎に「ダメ。ゼッタイ。」普及運動や麻薬覚醒剤乱用防止運動期間中に街頭キャンペーンの実施、各種会合における啓発など各指導員の職能等を活かした活動を展開している。

③ 不正大麻けし撲滅運動

大麻による検挙者数は、近年は全国的に減少傾向であるが、依然として20歳代以下の若年層の構成比率が全体の約2分の1を占めている。

県では、県内に数多く自生している大麻による乱用を防止するため、自生大麻の除去作業を実施している。

併せて、あへんの原料となるけしが栽培されていないかについて、保健所あへん監視員による巡回が実施されており、不正栽培が確認された場合は警告書を交付し除去させている。

また、悪質事例に対しては、麻薬取締員による取締りを実施している。

第6-3-2表 不正大麻・けし除去状況

(単位:本)

区分	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
大麻除去本数	183,619	192,655	77,972	148,585	189,036	74,843	482,971	410,312
けし除去本数	18,311	51,587	11,511	9,204	2,846	3,100	6,721	22,210

資料:医療薬務課

④ 薬物乱用防止教室の開催

県教育委員会では、心身の健全な発達や健康の保持増進の観点から、児童生徒の発達段階に応じ、健康を害する行為をしないという態度等を身につけることが重要であることから、各学校に対して、「第四次薬物乱用防止五か年戦略」を踏まえ、薬物乱用による心身の影響、依存症、社会への影響などについて理解するとともに、適切な意思決定と行動選択ができる資質や能力を育成するための薬物乱用防止教室を開催するよう指導するなど、薬物乱用防止教育の充実を図っている。

また、若年層の大麻や覚せい剤等の薬物乱用が大きな問題となっていることから、教職員等への薬物に対する正しい知識の普及啓発や指導力の向上を図るため、薬物乱用防止教育研修会を開催している。

2 性逸脱行為

(1) 不健全性的行為少年の推移

平成25年中、不健全性的行為（少年の健全育成上支障のある性的行為）をしていたことにより補導された少年は49人で、前年に比較すると5人（11.4%）の増加であった。

補導された少年の約9割（93.9%）は、中学生と高校生で占められている。

第6-3-3表 不健全性的行為少年の推移

(単位:人)

学職別	年別	H21	H22	H23	H24	H25
中 学 生		4(4)	8(6)	4(4)	9(7)	7(4)
高 校 生		17(9)	20(11)	25(15)	31(18)	39(23)
そ の 他		3(2)	3(3)	9(7)	4(2)	3(1)
合 計		24(15)	31(20)	34(22)	44(27)	49(28)
中・高校生の占める割合		87.5%	90.3%	85.3%	90.9%	93.9%

(注) ()内は女子で内数を示す。

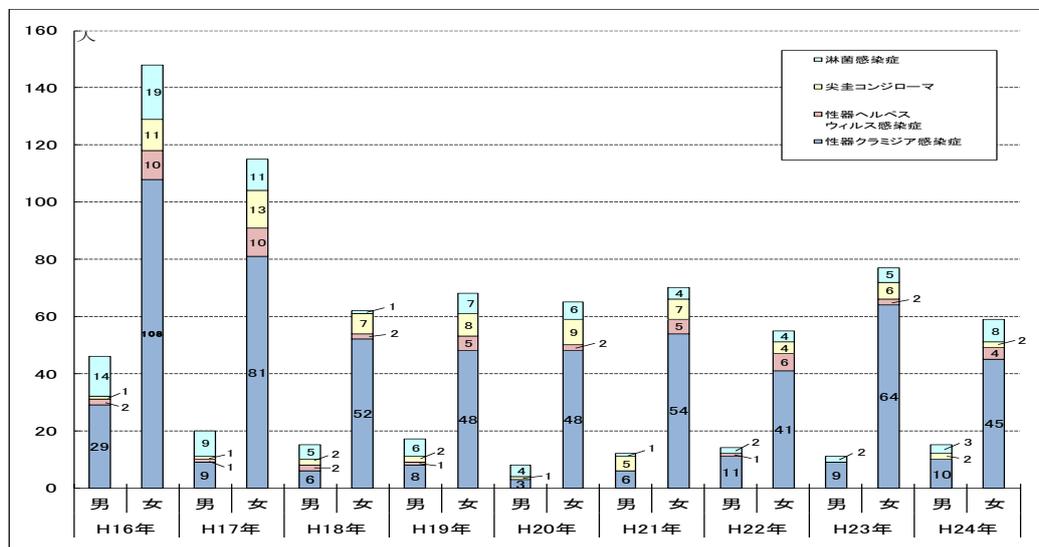
資料：警察本部少年課（暫定値）

(2) 性感染症（STD）の状況

STDは、性的接触によって感染する病気であり、性器クラミジア感染症、性器ヘルペスウイルス感染症、尖圭コンジローマ、淋菌感染症などがある。

県内における性感染症の状況を見ると、感染者数は平成18年以降横ばい状況にあり、全体の1割以上は10代の感染者である。平成24年の感染者数は74名で、男女の内訳は、男性15名、女性59名となっている。（第6-3-1図、第6-3-4表）

第6-3-1図 県内10代（男女別）の性感染症発生動向



資料：保健衛生課

第6-3-4表 県内における10代の性感染症発生動向

(単位:人)

年次	区分	性器クラミジア 感染症		性器ヘルペス ウイルス感染症		尖圭コンジローマ		淋菌感染症		合 計		
		男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	計
H16	全年齢	179	329	60	60	40	39	165	47	444	475	919
	10代	29	108	2	10	1	11	14	19	46	148	194
	(割合)	16.2%	32.8%	3.3%	16.7%	2.5%	28.2%	8.5%	40.4%	10.4%	31.2%	21.1%
H17	全年齢	144	292	59	46	53	32	108	29	364	399	763
	10代	9	81	1	10	1	13	9	11	20	115	135
	(割合)	6.3%	27.7%	1.7%	21.7%	1.9%	40.6%	8.3%	37.9%	5.5%	28.8%	17.7%
H18	全年齢	136	198	46	36	52	37	90	13	324	284	608
	10代	6	52	2	2	2	7	5	1	15	62	77
	(割合)	4.4%	26.3%	4.3%	5.6%	3.8%	18.9%	5.6%	7.7%	4.6%	21.8%	12.7%
H19	全年齢	144	230	38	42	53	35	84	36	319	343	662
	10代	8	48	1	5	2	8	6	7	17	68	85
	(割合)	5.6%	20.9%	2.6%	11.9%	3.8%	22.9%	7.1%	19.4%	5.3%	19.8%	12.8%
H20	全年齢	122	244	43	46	27	28	91	33	283	351	634
	10代	3	48	0	2	1	9	4	6	8	65	73
	(割合)	2.5%	19.7%	0.0%	4.3%	3.7%	32.1%	4.4%	18.2%	2.8%	18.5%	11.5%
H21	全年齢	102	236	38	36	41	27	71	28	252	327	579
	10代	6	54	0	5	5	7	1	4	12	70	82
	(割合)	5.9%	22.9%	0.0%	13.9%	12.2%	25.9%	1.4%	14.3%	4.8%	21.4%	14.2%
H22	全年齢	130	202	38	59	26	29	65	23	259	313	572
	10代	11	41	1	6	0	4	2	4	14	55	69
	(割合)	8.5%	20.3%	2.6%	10.2%	0.0%	13.8%	3.1%	17.4%	5.4%	17.6%	12.1%
H23	全年齢	107	314	30	54	30	40	65	22	232	430	662
	10代	9	64	0	2	0	6	3	5	12	77	89
	(割合)	8.4%	20.4%	0.0%	3.7%	0.0%	15.0%	4.6%	22.7%	5.2%	17.9%	13.4%
H24	全年齢	134	207	42	53	49	22	66	28	291	310	601
	10代	10	45	0	4	2	2	3	8	15	59	74
	(割合)	7.5%	21.7%	0.0%	7.5%	4.1%	9.1%	4.5%	28.6%	5.2%	19.0%	12.3%

(3) エイズ患者・HIV感染者の動向

本県のエイズ患者及び感染者は、すべて20代以上で、平成元年からの累計で計68名（エイズ患者25名、感染者43名。うち、死亡者6名）となっている。

近年、全国的な発生数は微増傾向にあり、本県においても同傾向にあると推測される。

第6-3-5表 本県のエイズ患者・HIV感染者の発生動向

(単位:人)

年 人	H元~6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	計
	エイズ 患者	2	0	0	1	1	4	0	1	0	0	1	4	2	1	2	3	1	1	1
HIV 感染者	2	1	2	0	0	0	0	4	1	2	3	5	4	3	5	4	2	3	2	43
計	4	1	2	1	1	4	0	5	1	2	4	9	6	4	7	7	3	4	3	68

資料:保健衛生課

(4) 性教育に関する施策（教育庁）

県教育委員会では、性に関する科学的知識と人間関係の築き方などを包括して「性に関する教育」としてとらえ、指導力の向上や家庭教育との連携を図るために教職員・保護者・地域保健関係者等を対象とした「性に関するセミナー」や「性に関する教育指導者研修会」を開催している。また、高校生の性（エイズ）に関する教育のさらなる充実を図るため、平成4年度から、県内6地区別各1校の県立高等学校に学校医として産婦人科医を配置し、生徒、教職員、保護者に対し性に関する指導や、悩みについて指導助言、講演会等を実施している。

さらに、平成25年度は高等学校の管理職を対象とした研修会において、「性に関する指導について」と題し、学校医からみた高校生の性行動等における現状や課題の講演を行った。

3 ひきこもり**(1) ひきこもりの相談件数の動向**

県立精神保健福祉センターで実施している精神保健相談のうち、ひきこもりに関する相談件数は次のとおりである。

第6-3-5表

年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
延件数	186	119	122	114	287

(2) ひきこもりに対する施策**①精神保健福祉相談（県立精神保健福祉センター及び各保健所）**

こころの悩み、ストレスの問題、こころの病気等についての精神保健福祉相談を行っている。

②思春期精神保健相談（県立精神保健福祉センター）

不登校やひきこもり、拒食等の思春期精神保健相談を行っている。

③思春期・青年期家族教室（県立精神保健福祉センター）

ひきこもり、家庭内暴力等の思春期・青年期に生じる問題を抱える家族が集まって情報を共有し、一緒に対応方法などを学び合い、家族自身の不安やストレスを軽減するための集まりを開催している。なお、対象者はひきこもりや家庭内暴力等の問題で医療機関に受診、若しくは相談している家族を対象としている。

④思春期・青年期本人グループ（県立精神保健福祉センター）

「社会的ひきこもり」の状態にある本人の居場所を家庭以外に設け、同世代を中心とした対人関係の経験の場を提供することにより、社会参加を促進することを目的として開催している。